

鳥取大学工学部機種選定委員会規程

第1条 鳥取大学購入物品機種選定取扱規程（平成16年鳥取大学規則第112号）第3条の規定に基づき、鳥取大学工学部に、鳥取大学工学部機種選定委員会（以下「委員会」という。）を置き、その組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 各学科目を兼担する教員から選出された教員 各1人
- 二 その他学部長が必要と認めた者

2 委員は、学部長が委嘱する。

第3条 前条第1項第1号の委員の任期は、1年とし、再任されることができ、ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の委員の任期は、その都度定める。

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

第7条 委員会の事務は、工学部事務部において処理する。

附 則

1 この規程は、昭和60年4月18日から施行する。

2 第2条第1項第1号の規定により最初の委員となった者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取大学工学部機種選定委員会規程に関する申合せ

(昭和60年 4月18日制定)

(昭和61年 5月 1日一部改正)

(平成 元年 4月 1日 〃)

(平成 5年 8月 1日 〃)

(平成 7年 4月 1日 〃)

(平成16年 4月19日 〃)

(平成20年 4月 1日 〃)

- 1 鳥取大学工学部機種選定委員会（以下「委員会」という。）は、鳥取大学工学部機種選定委員会規程第2条第1項第1号の規定により、「各学科目を兼担する教員から選出された教員 各1人」の委員で組織すると規定しているが、この委員には、各学科長があたるものとする。

- 2 価格が500万円を超え、政府調達に関する協定が適用されない500万円を超える物品については、鳥取大学購入物品機種選定取扱規程第3条第3項ただし書の規定により、委員会に諮問しないで、次に掲げる3人（①の購入物品の使用教員と、②の学科長が同一のときは、2人）を、学部長の指名する者として、機種選定を行うものとする。
 - ① 購入物品の使用教員
 - ② 当該学科長
 - ③ 当該学科長が指名する教員